

令和5年9月4日(月)
午前10時～正午
文京シビックホール
〈全国統一研修会〉

令和5年度
第17回 会員研修会資料

ポイント解説 国税通則法の概要

講師

弁護士・会員相談室相談委員 にし西 お尾 まさ政 ゆき行 氏

東京税理士会

東京税理士協同組合教育情報事業配布資料

「研修サイト」のログインについて

本会ホームページの「研修サイト」と「会員専用ページ」は、1回のログインで境界なく利用することが可能です。「研修サイト」は「会員専用ページ」の中にあります。

◆本会ホームページのトップページから「会員専用ページ」へ入ってください。

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Tax Accountants Association. At the top right, there is a search bar and a button labeled "会員ログイン" (Member Login), which is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there is a large banner image of a woman talking on a phone. To the right of the banner, there is a text box that says "クリックするとログイン画面が表示されます。" (Clicking will display the login screen). Below the banner, there are two columns of buttons. The right column has a button labeled "会員ログイン" (Member Login), which is also highlighted with a red box. The text "あなたの暮らしのそばにいる 税理士会" (Tax Accountants Association is by your side) is visible in the top right and bottom right of the banner area.

◆初回ログインの際は、仮ID・パスワードでログインしてください。

The screenshot shows the login form with two input fields: "ID(メールアドレス)" (ID (Email Address)) and "パスワード" (Password). Below the password field, there is a checkbox labeled "自動入力をオンにする" (Turn on auto-fill). At the bottom of the form, there is a button labeled "ログインする" (Login).

仮ID=6桁の登録番号を入力
※登録番号が5桁以下の場合、頭に「0」(ゼロ)をつけて6桁で入力します。
《例》登録番号111の方 → 000111

仮パスワード=8桁の生年月日を入力
※年は西暦で、月、日で1桁表示の場合は頭に「0」をつけ8桁で入力します。
《例》昭和26年(1951年)6月15日生まれの方 → 19510615

初回ログイン後、次の画面で正式なID(普段使用しているメールアドレス)及びパスワードを登録してください。次回以降は、上記ログイン画面で正式なIDとパスワードを入力することにより、会員専用ページ(マイページ)に入ることができます。

マイページの中に「研修サイト」のボタンがありますので、クリックすると「研修ナビ」の画面になります。

(※「研修ナビ」の説明は裏表紙見返し)

ポイント解説

国税通則法の概要

目次

第1	概観.....	2
第2	総則.....	7
第3	納税義務の確定.....	10
第4	更正の請求.....	14
第5	修正申告.....	23
第6	不服申立て.....	24
第7	附帯税.....	29
第8	国税の調査.....	34
第9	期間制限及び消滅時効.....	43
	【参考文献】.....	45
	【参照条文】.....	46
	国税通則法.....	46
	国税通則法施行令.....	79
	所得税法.....	80
	法人税法.....	84
	相続税法.....	85
	消費税法.....	87
	行政事件訴訟法.....	87
	民法.....	89

第1 概観

1 国税通則法の位置づけ

(1) 国税通則法を一言でいうと

「国税に関する基本的事項及び共通事項について定めた法律」

(2) 税法体系の中での位置づけ

ア 課税要件について規定 = 租税実体法、課税要件法

→ 主な例：法人税法、所得税法、相続税法、消費税法

イ 賦課徴収などの手続について規定 = 租税手続法

→ 国税通則法、国税徴収法

ウ 不服申立て等納税者の権利救済について規定

→ 国税通則法

エ 税法違反に対する罰則

→ 国税通則法、所得税法等の各個別法

(3) 税理士が理解しておく必要性

ア 国税通則法の規定内容を正確に理解しておくことで、日常的な税務処理だけでなく、関与先からの質問やクレームに対しても自信をもって対応することができる。

イ 国税通則法が国税に関する基本的事項及び共通事項について定めた法律である以上、その内容を理解しておくことは「税務に関する専門家」として当然である。

国税通則法の基本的な内容を理解しないまま税理士業務を遂行することは、それ自体、税務過誤の発生可能性を高めるリスクがあるといえる。

【参考裁判例：東京地方裁判所平成22年12月8日判決】

(判例タイムズ1377号123頁・税理士作成の申告書に、消費税を過少に申告する誤りがあったため、委任者が、過少申告加算税、延滞税等の納付を要することとなった場合に、税理士の委任者に対する債務不履行責任が肯定された事例)

「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする専門職であり(税理士法1条参照)、納税者から税務申告の代行等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。

そして、税務申告を行うに際しては、税務に関する専門的知識が必要となり、しかも、適切な申告がなされない場合には、過少申告加算税や延滞税が賦課されるなどの不利益を課されるおそれもあるのであるから、税理士に対し税務申告の代行を依頼した委任者としては、税理士が税務に関する専門的知識を用いて適切に税務申告を行い、適正な納税義務の履行を果たすことを期待しており、受任者である税理士も、このような委任者の委任の趣旨を了承し、そのような委任事務処理の対価として報酬の支払を受けるものであると解される。」

2 国税通則法の成り立ち

(1) 国税通則法制定前の税法体系

各税法と共通法である国税徴収法により構成¹

→ 手続に関する事項には各税に共通する部分が多く、かつ、各税法で規定ぶりが統一されていなかった。また、租税の賦課・徴収に関する期間制限が統一されていなかった。

(2) 国税通則法は、「各税法に分散する租税の共通規定を整理統合し、かつ、租税債権の発生、消滅、時効等の総則的規定を整備する。」ことを目的とし

¹ 所得税法、法人税法、相続税法の成立はいずれも昭和22年。国税徴収法は明治30年。

て、昭和37年に成立した（1条参照）。

3 国税通則法の目次

第一章 総則（1～16）

第一節 通則（1～4）

第二節 国税の納付義務の承継等（5～9の3）

第三節 期間及び期限（10～11）

第四節 送達（12～14）

第二章 国税の納付義務の確定（15～33）

第一節 通則（15～16）

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第一款 納税申告（17～22）

第二款 更正の請求（23）

第三款 更正又は決定（24～30）

第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（30～33）

第三章 国税の納付及び徴収（34～45）

第一節 国税の納付（34～35）

第二節 国税の徴収（36～40）

第一款 納税の請求（36～39）

第二款 滞納処分（40）

第三節 雑則（41～45）

第四章 納税の猶予及び担保（46～59）

第一節 納税の猶予（46～49）

第二節 担保（50～55）

第五章 国税の還付及び還付加算金（５６～５９）

第六章 附帯税（６０～６９）

第一節 延滞税及び利子税（６０～６４）

第二節 加算税（６５～６９）

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限（７０～７４）

第一節 国税の更正、決定等の期間制限（７０～７１）

第二節 国税の徴収権の消滅時効（７２～７３）

第三節 還付金等の消滅時効（７４）

第七章の二 国税の調査（７４の２～７４の１３の４）

第七章の三 行政手続法との関係（７４の１４）

第八章 不服審査及び訴訟（７５～１１６）

第一節 不服審査（７５～１１３の２）

第一款 総則（７５～８０）

第二款 再調査の請求（８１～８６）

第三款 審査請求（８７～１０３）

第四款 雑則（１０４～１１３の２）

第二節 訴訟（１１４～１１６）

第九章 雑則（１１７～１２５）

第十章 罰則（１２６～１３０）

第十一章 犯則事件の調査及び処分（131～160）

第一節 犯則事件の調査（131～154）

第二節 犯則事件の処分（155～160）

第2 総則

1 定義規定（2条）

（1）「国税」（1号）

国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税以外のものをいう。

（2）「源泉徴収等による国税」（2号）

源泉徴収に係る所得税及び国際観光旅客税法2条1項7号に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税（これらの税に係る附帯税を除く。）

（3）「消費税等」（3号）

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税

（4）「附帯税」（4号）

国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税

（5）「法定申告期限」（7号）

国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限

（6）「法定納期限」（8号）

国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限

ただし、次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日

イ 第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記

載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。） 当該期限

ハ 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税 当該事実が生じた日

ニ 附帯税 その納付又は徴収の基となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハマまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハマまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び第三十五条第三項に規定する重加算税については、先に到来する期限）又は日）

2 他の国税に関する法律との関係

国税通則法に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる（4条）。

→ 国税通則法は「一般法」、国税に関する各個別法は「特別法」

3 納税義務の相続

(1) 納税者が死亡したときは、相続人がその納税義務を承継する（5条1項）。

(2) 相続人が複数いる場合

ア 原則

法定相続分に応じて納税義務を承継する（5条2項）。

イ 例外

相続人のうちに相続によって得た財産の価額が、法定相続分による納税義務の額を超える者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相続人が承継する国税を納付する責任を負う（5条3項）。

→ 趣旨

もともと被相続人の全財産に対して滞納処分をすることができたのに、相続財産によってこの引当財産が切り離され、資力のない相続人に相続されたために被相続人の国税の徴収が困難となることを防止しようとするもの。

第3 納税義務の確定

1 納税義務の成立と納付税額の確定

国税を納付する義務（源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合には、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定される（15条1項）。

※ 納税義務が成立しただけでは抽象的な義務にすぎず、そのままでは税額の納付や徴収をすることはできない。

納税義務を具体的に確定するには、税務行政機関または納税義務者が一定の行為を通じてその義務を確定させることが必要である。

2 納税義務の成立

（1）納税義務の成立時期

納税義務は、次の各号に掲げる国税（①～⑬の附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する（15条2項）。

- ① 所得税（②を除く。） 暦年の終了の時
- ② 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時
- ③ 法人税及び地方法人税 事業年度の終了の時
- ④ 相続税 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時
- ⑤ 贈与税 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）によ

る財産の取得の時

- ⑥ 地価税 課税時期（地価税法（平成三年法律第六十九号）第二条第四号（定義）に規定する課税時期をいう。）
- ⑦ 消費税等 課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れをした時又は課税物件の製造場（石油ガス税については石油ガスの充填場とし、石油石炭税については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。）からの移出若しくは保税地域からの引取りの時
- ⑧ 航空機燃料税 航空機燃料の航空機への積込みの時
- ⑨ 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時
- ⑩ 自動車重量税 自動車検査証の交付若しくは返付の時又は届出軽自動車についての車両番号の指定の時
- ⑪ 国際観光旅客税 本邦からの出国の時
- ⑫ 印紙税 課税文書の作成の時
- ⑬ 登録免許税 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の時
- ⑭ 過少申告加算税、無申告加算税又は68条1項、2項若しくは4項（同条1項又は2項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税 法定申告期限の経過の時
- ⑮ 不納付加算税又は第六十八条第三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税 法定納期限の経過の時

（2）納税義務の成立の効果

納税者と税務署長との間に納税義務を確定させる権利義務が生じる。

→ 申告納税方式の国税については、納税者は納税申告をする義務を負い、税務署長には更正又は決定（賦課課税方式の国税については賦課決定）を行う権利（＝賦課権）が生じる。

3 納税義務の確定

(1) 納付すべき税額の確定は、次のいずれかの方式による（16条1項）

① 申告納税方式（1号）

納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式。

② 賦課課税方式（2号）

納付すべき税額がもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式。

(2) 上記①②のいずれの方式によるかは、次に定めるところによる（16条2項）

① 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税

→ 申告納税方式

② ①以外の国税

→ 賦課課税方式

4 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税（15条3項）

① 所得税法第二編第五章第一節（予定納税）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税（以下「予定納税に係る所得税」という。）

② 源泉徴収等による国税

③ 自動車重量税

④ 国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規

定により納付すべき国際観光旅客税

- ⑤ 印紙税（印紙税法 1 1 条（書式表示による申告及び納付の特例）及び 1 2 条（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。）
- ⑥ 登録免許税
- ⑦ 延滞税及び利子税

第4 更正の請求

1 更正の請求とは

(1) 更正の請求の意義

納税申告書を提出した者が、その申告に係る課税標準等または税額等が過大であることを知った場合に、税務署長に対して、その税額等について自己に有利に変更（減額更正）すべきことを求めるもの（23条）。

(2) 更正との関係

税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する（24条）。

→ 更正の請求は、先にした申告に係る課税標準等または税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった等の理由をもとに、更正してもらいたい旨を税務署長に求めるものである。

(3) 修正申告との違い

修正申告（19条、20条）は、自らした申告の内容を自己に不利益に修正し、これにより税額が自動的に変更される。

更正の請求は、自らした申告の内容を自己に有利に変更しようとするものである点、及び、更正の請求をしたからといって当然にその修正が認められるわけではない点において、修正申告と異なる。

(4) 更正の請求の種類

① 通常の更正の請求（23条1項）

- 申告内容が申告当初から過大であった場合
- ② 後発的事由による更正の請求（23条2項）
 - 申告内容が申告後の事情変更により過大となった場合
- ③ 各個別法に基づく更正の請求

(5) 他の救済手段の可否

更正の請求ができる事項については、他の救済手段によることは原則として認められない。

① 最高裁昭和39年10月22日判決

「所得税法は、(中略)当初の申告書に記載した内容の更正の請求をすることができる(同条六項参照)、と規定している。ところで、そもそも所得税法が右のごとく、申告納税制度を採用し、確定申告書記載事項の過誤の是正につき特別の規定を設けた所以は、所得税の課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速かに確定せしむべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過大な不利益を強いる虞れがないと認められたからにはほかならない。従つて、確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白且つ重大であつて、前記所得税法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、所論のように法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは、許されない」

② 東京地裁昭和54年3月15日判決

「…申告に係る所得金額が過大である場合にその過誤を是正するためには、当該申告者は、まず税務署長に対して更正の請求をし、これがいれられない場合には税務署長がした更正すべき理由がない旨の処分取消しの訴えを提起し、当該訴訟で所得金額の過大認定を理由とする取消判決を得れば、その拘束力により税務署長は右判決の趣旨に従つた更正をしなければならなくなる(行政事件訴訟法第三三条第二項)から、その目的を達することができるものである。

したがつて、被告がした更正すべき理由がない旨の処分取消しの訴えとは別に、被告に対して更正をすることを求める訴えを提起することは許されないというべきである」

2 通常の更正の請求（23条1項）

（1）更正の請求をすることができる者

納税申告書を提出した者（その相続人その他の包括承継人）

（2）更正の請求をすることができる理由

次の a または b の理由により、①納付すべき税額が過大であるとき、②純損失等の金額が過少又は金額の記載がないとき、③還付金の額に相当する税額が過少又は税額の記載がないとき

a 課税標準等もしくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと

b 課税標準等もしくは税額等の計算に誤りがあったこと

※ 所得計算の特例、免税等の措置で一定事項の申告等を適用条件としているものについてその申告がなかったため、納付すべき税額がその申告等があった場合に比して過大となっている場合は更正の請求の対象外となる。

（3）更正の請求をすることができる期間

ア 原則

法定申告期限から5年

イ 例外

① 法人税に係る純損失等の金額が過少であるとき又は記載がなかった場合 → 法定申告期限から10年

② 移転価格税制が適用された場合 → 法定申告期限から7年

③ 贈与税の場合 → 6年

3 後発的事由による更正の請求（23条2項）

(1) 更正の請求をすることができる者

- ① 納税申告書を提出した者
- ② 25条の規定による決定を受けた者

(2) 更正の請求をすることができる理由と期間

- ① その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき → その確定した日の翌日から起算して2月以内（1号）
- ② その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき → 当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して2月以内（2号）
- ③ その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき 当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内（3号）

国税通則法施行令

(更正の請求)

第六条 法第二十三条第二項第三号(更正の請求)に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等(法第十九条第一項(修正申告)に規定する課税標準等をいう。以下同じ。)又は税額等(同項に規定する税額等をいう。以下同じ。)の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。

- 二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る契約が、解除権の行使によつて解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によつて解除され、又は取り消されたこと。
- 三 帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。
- 四 わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われたこと。
- 五 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

(2項省略)

(3) 1号「判決」について

ア 刑事訴訟の判決は対象外

大阪地裁昭和58年12月2日判決²

「国税通則法23条2項1号にいう…「判決」とは、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実についての私人間の紛争を解決することを目的とする民事事件の判決を意味し、犯罪事実の存否範囲を確定するに過ぎない刑事事件の判決はこれに含まれないものと解するのが相当である。」

イ 馴合訴訟の排除

東京高裁平成10年7月15日判決

「…申告後に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実について判決がされた場

² 控訴審（大阪高裁昭和59年8月31日判決）及び上告審（最高裁昭和60年5月17日判決）も支持。

合であっても、当該判決が、当事者が専ら納税を免れる目的で、馴れ合いによってこれを得たなど、その確定判決として有する効力にかかわらず、その実質において客観的、合理的根拠を欠くものであるときは、同条二項一号にいう「判決」には当たらないと解するのが相当である。」

(4) 3号・施行令6条1項2号「やむを得ない事情」について

高松高裁平成18年2月23日判決

「…同法施行令6条1項2号にいう「申告, 更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が, 解除権の行使によって解除され, 若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され, 又は取り消されたこと」についても, 同項1号, 3号及び4号と整合的に解釈すべきであり, 同項2号にいう「やむを得ない事情」とは, 例えば, 契約の相手方が完全な履行をしないなどの客観的な事由に限定されるべきであって, 錯誤のような表意者の主観的な事情は含まれないと解するのが相当である。」

(5) 法定申告期限から5年以内に2項所定の後発的事由が生じた場合

東京高裁昭和61年7月3日判決

「…同条二項において、前記のように、同項による更正請求のできる期間の満了する日が同条一項の更正請求のできる期間の満了する日より後でなければ二項による更正の請求を認めないとした趣旨は、同条一項の期間内であれば一項による更正の請求が認められることによるものと解するのが相当であるから、同条一項に規定する更正の請求の要件のうち一号の『課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことによって、税額が過大となった場合』のうちには同条二項が規定する場合も含まれていると解するのが相当である。」

→ 23条2項ではなく、同条1項が適用される。

→ 2項が適用されるのは、1項の更正の請求の期限（原則5年）を過ぎてしまった場合で、かつ、その後に2項所定の後発的事由が生じた場合である。

4 各税法が規定する更正の請求（主なもの）

（1）所得税法

- ① 各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例（152条）
→ 当該事実が生じた日の翌日から2月以内
- ② 前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例（153条）
→ その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から2月以内
- ③ 国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例（153条の2）
→ 当該各事実該当することとなった日から4月以内
- ④ 非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の更正の請求の特例（153条の3）
→ 所得税法60条の3第6項各号に掲げる場合に該当することとなった日から4月以内
- ⑤ 相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例（153条の4）
→ 同条1項各号に定める日から4月以内
- ⑥ 遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例（153条の5）
→ 当該遺産分割等の事由が生じた日から4月以内
- ⑦ 国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例（153条の6）
→ 当該外国所得税を納付することとなる日から4月以内

（2）法人税法

- 前事業年度の法人税等の更正等に伴う更正の請求の特例（82条）
→ その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から2月以内

(3) 相続税法

未分割財産について、民法所定の法定相続分等に基づいて課税価格が計算されていたが、その後遺産分割が行われたことにより、課税価格が異なることになったなど、所定の事由が生じたことによる更正の請求の特例
(32条)

→ 当該各号に規定する事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内

(4) 消費税法

前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例 (56条)

→ 修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から2月以内

5 更正の請求の方法等

(1) 法定期間内に更正請求書を税務署長に提出する。更正請求書には以下の各事項を記載する (23条3項)。

- ① その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等
- ② その更正の請求をする理由
- ③ 当該請求をするに至った事情の詳細
- ④ 更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する (23条4項)。

(3) 更正をすべき理由があることの立証責任は納税者が負担する。

東京高裁平成14年9月18日判決

「…更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分取消訴訟にあっては、申告により確定した税額等を納税者に有利に変更することを求めるのであるから、納税者において、確定した申告書の記載が真実と異なることにつき立証責任を負うものと解するのが相当である。」

- (4) 更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、1年以下の懲役又は50円以下の罰金に処せられる(128条1号)。

第5 修正申告

1 修正申告とは

納税者が過少な申告をした場合に、納税者自らが申告内容を是正する手続

2 修正申告ができる場合

以下①～④のいずれかの事由がある場合（19条1項）

- ① 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。
- ② 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。
- ③ 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
- ④ 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

3 修正申告ができる期限等

(1) 期限はない。

ただし、更正がなされる前であることを要する（19条1項）。

(2) 実務上、税務調査が実施された場合に、税務署から修正申告の勧奨（74条の11第3項）がなされ、納税者の自主的な修正申告が促されることが多い。

修正申告の勧奨に応じて修正申告をした場合、事後に不服申立てをすることはできないが、更正の請求をすることは可能である。

第6 不服申立て

1 概要

行政庁による違法または不当な処分に対しては行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができる。

国税に関する処分については、国税通則法に特則がある（75条～116条）。

国税通則法が定める不服申立ての手段は、①再調査の請求、②審査請求、の2つであり、さらに不服がある場合は、③訴訟を提起することができる。

2 「再調査の請求」と「審査請求」

(1) 処分庁と不服申立手段

ア 税務署長、国税局長または税関長がした処分

→ 当該処分庁に対する「再調査の請求」

または

国税不服審判所長に対する「審査請求」

のいずれかを選択できる³（75条1項1号イ、ロ）。

イ 国税庁長官がした処分

→ 国税庁長官に対する「審査請求」（75条1項2号）

ウ 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長またはその職員がした処分

→ 国税不服審判所長に対する「審査請求」（75条1項3号）

(2) 不服申立期間

ア 原則

³ 「再調査の請求」を行い棄却された納税者は、なお不服があれば国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができる（75条3項）。

処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して3か月以内（77条1項本文）。

イ 例外その1

「正当な理由」がある場合（77条1項但書）

ウ 例外その2

再調査の請求を行った場合のその後の審査請求については、再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から1か月以内（77条2項本文）。

ただし、「正当な理由」があるときは可能（同項但書）。

エ 「正当な理由があるとき」の例

国税庁不服審査基本通達「不服審査（国税庁関係）」77-1

法第77条第1項ただし書の「正当な理由があるとき」には、例えば、次の場合がこれに当たることに留意する。

- (1) 誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたとき。
- (2) 不服申立人の責めに帰すべからざる事由により、不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合（具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合等）

(3) 不服申立てをすることができる「処分」について

国税庁不服審査基本通達「不服審査（国税庁関係）」75-1

法第75条第1項の「国税に関する法律に基づく処分」については、次のことに留意する。

- (1) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為であることを要するから、例えば、国税の賦課徴収に関する事務を行う行政庁（以下「税務官庁」という。）における不用物品の売払行為はこれに該当しないこと。
- (2) 処分は、行政庁の公権力の行使に当たる行為が外部に対してされることを要するから、例えば、国税庁長官の国税局長及び税務署長に対する訓令、通達又は

指示はこれに該当しないこと。

- (3) 処分は、行政庁の公権力の行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものであることを要するから、例えば、公売予告通知及び徴収法第 55 条《質権者等に対する差押えの通知》の規定による質権者等に対する通知並びに法第 74 条の 2 第 1 項《当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権》に規定する「当該物件…の提示若しくは提出を求めること」はこれに該当しないこと。
- (4) 処分には、事実上の行為は含まれないのであるから、例えば、法第 74 条の 7 《提出物件の留置き》に規定する「当該調査において提出された物件を留め置くこと」はこの処分には該当しないこと。
- (5) 法第 74 条の 7 の規定に基づき同条に規定する「当該職員」が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合で、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は処分に該当すること。

3 訴訟（税務訴訟）

(1) 不服申立前置主義

ア 原則

国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない（115条1項本文）。

イ 例外

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない（115条1項但書）。

- ① 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等につ

いてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

- ③ 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(2) 審査対象

「再調査の請求」及び「審査請求」においては、処分の違法性のみならずその不当性も審査の対象になるが、訴訟では違法性のみが審査の対象となる。

(3) 適用される法律

国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、国税通則法 115条～116条及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる（114条）。

(4) 提起することができる訴訟の種類（主なもの）

- ① 処分の取消しを求める訴訟（処分の取消訴訟）

審査請求の裁決に対して不服がある場合に、原処分の取消し又は変更を求めるもの

- ② 裁決の取消しを求める訴訟（裁決の取消訴訟）

審査請求の裁決に不服があり、その取消しまたは変更を求めるもの（裁決の手續固有の瑕疵を理由とするものに限られる）

- ③ 無効確認訴訟

原処分につき重大かつ明白な瑕疵があり、無効な処分であると認められる場合に、当該処分が無効であることの確認を求めるもの

(5) 取消訴訟の出訴期間⁴

ア 取消訴訟は、審査請求の裁決があったことを知った日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（行政事件訴訟法14条1項）。

イ 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（同条2項）。

⁴ 無効確認訴訟については出訴期間の制限はない。

第7 附帯税

1 概観

国税通則法が定める附帯税には、①延滞税（60条～63条）、②利子税（64条）、③過少申告加算税（65条）、④無申告加算税（66条）、⑤不納付加算税（67条）、⑥重加算税（68条）がある。

2 過少申告加算税

（1）課税される場合

- ① 期限内申告（還付請求申告を含む）がされた場合等において、修正申告または更正があった場合
- ② 期限後申告がされた場合（期限内申告をしなかったことについて正当な理由があるとき等）において、修正申告または更正があった場合

（2）税率

ア 原則（65条1項）

修正申告又は更正に基づき納付すべき税額の10%（ただし、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、5%）

イ 通常加重（65条2項、3項）

上記アの金額が期限内申告税相当額または50万円のいずれか多い金額を超える場合には、上記アの金額に、その超える部分に相当する税額の5%を加算した金額⁵

⁵ 多額の申告漏れについては、通常過少申告加算税よりも重い負担をかけることにより、その抑制を図るとの趣旨に基づくもの。

ウ 帳簿等不提示又は記載不備による加重（令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する分から適用）

税務調査時に帳簿等を提示しない場合又は帳簿の記載不備の場合（売上計上が相当額の2分の1に満たない場合）には、通常に加算額に加え10%の、売上計上が相当額の3分の2に満たない場合には5%の、上乗せ課税がされる。

（3）減免される場合

次のいずれかに該当する場合は、原則として過少申告加算税は課されない。

ア 修正申告又は更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合 → その正当な理由があると認められる事実に基づく部分（65条4項）

* 「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、・・・納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいう（最高裁平成18年4月20日判決）。

イ 修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る74条の9第1項第4号及び第5号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（調査通知）がある前に行われたものであるとき（65条5項）

3 無申告加算税

（1）課税される場合（66条1項）

- ア 期限後申告書の提出又は25条の規定による決定があった場合
- イ 期限後申告書の提出又は25条の規定による決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合

(2) 税率

- ア 原則（66条1項）

申告、決定又は更正に基づき納付すべき税額の15%
- イ 高額な無申告に対する加重（66条2項）

納付すべき税額が50万円を超える部分については、その割合が5%加算される（当該超過部分に対する無申告加算税の割合は20%となる）。
- ウ さらに・・・（令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する分から適用される）
 - (ア) 社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合が30%に引き上げられる。
 - (イ) 繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税を10%加重する措置が講じられる。

4 重加算税

(1) 過少申告加算税が課される場合の重加算税（68条1項）

過少申告加算税が課される場合（※1）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を

提出していたときは、過少申告加算税に代えて、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（※2）に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課せられる（68条1項）。

※1 修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く（68条1項かつこ書）。

※2 その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額（※3）を控除した税額（68条1項かつこ書）

※3 過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があつたものとした場合におけるその申告又は更正に基づき法35条2項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額（国税通則法施行令28条1項）

（2）無申告加算税が課される場合における重加算税（68条2項）

無申告加算税が課される場合（※1）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、無申告加算税に代えて、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（※2）に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課される（68条2項）。

※1 66条1項ただし書若しくは同条7項の規定の適用がある場合又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。

※2 その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されてい

い事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額（※3）を控除した税額（68条2項かっこ書）

- ※3 無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第18条2項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は決定若しくは更正があつたものとした場合におけるその申告又は決定若しくは更正に基づき法35条2項の規定により納付すべき税額（国税通則法施行令28条2項）。

（3）源泉徴収等による国税に係る重加算税（68条3項）

不納付加算税が課される場合（※1）において、納税者が事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、不納付加算税に代えて、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額（※2）に100分の35の割合を乗じて計算した額に相当する重加算税が課される（68条3項）。

- ※1 67条1項但書又は同条2項若しくは3項の規定の適用がある場合を除く（68条3項かっこ書）。

- ※2 その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額（※3）を控除した税額（68条3項かっこ書）

- ※3 不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち納税者が当該事実のみに基づいてその国税の法定納期限までに納付しなかつた税額（国税通則法施行令28条3項）

第8 国税の調査

1 「調査」の意義等

(1) 「調査」とは

国税に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう（国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達1－1(1)）。

(2) 「調査」に該当しない行為

次に掲げる行為のように、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。また、これらの行為のみに起因して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収等による国税の自主納付があった場合には、当該修正申告書等の提出等は更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらない（同通達1－2）。

① 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、次に掲げるもの。

イ 提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合において、納税義務者に対して当該書類の自発的な提出を要請する行為。

ロ 当該職員が保有している情報又は提出された納税申告書の検算その他の形式的な審査の結果に照らして、提出された納税申告書に計算誤り、転記誤り又は記載漏れ等があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。

- ② 提出された納税申告書の記載事項の審査の結果に照らして、当該記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。
- ③ 納税申告書の提出がないため納税申告書の提出義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（事業活動の有無等）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。
- ④ 当該職員が保有している情報又は提出された所得税徴収高計算書の記載事項の確認の結果に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。
- ⑤ 源泉徴収に係る所得税に関して源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（源泉徴収の対象となる所得の支払の有無）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。

（３）質問検査等の相手方となる者の範囲

法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定による当該職員の質問検査権は、それぞれ各条に規定する者のほか、調査のために必要がある場合には、これらの者の代理人、使用人その他の従業者についても及ぶ（同通達 1 - 4）。

（４）質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲

法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条に規定する「帳簿書類その他の物件」には、国税に関する法令の規定により備付け、記帳又は保存をしなければならないこととされている帳簿書類のほか、各条に規定する国

税に関する調査又は法第 74 条の 3 に規定する徴収の目的を達成するために必要と認められる帳簿書類その他の物件（国外において保存するものも含まれる）も含まれる（同通達 1 - 5）。

(5) 「物件の提示又は提出」の意義

法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定において、「物件の提示」とは、当該職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件（その写しを含む。）の内容を当該職員が確認し得る状態にして示すことを、「物件の提出」とは、当該職員の求めに応じ、遅滞なく当該職員に当該物件（その写しを含む。）の占有を移転することをいう（同通達 1 - 6）。

2 質問検査権

(1) 意義

質問検査権とは、適正公平な課税の実現を図るという観点から、税務職員が各納税義務者等に対して質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、または当該物件の提示もしくは提出を求めることができる権限をいう。

(2) 具体的規定

ア 74 条の 2

所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する質問検査権

イ 74 条の 3

相続税、贈与税等に関する質問検査権

ウ 74 条の 4

酒税に関する調査等に係る質問検査権

エ 74 条の 5

たばこ税等に関する調査に係る質問検査権

オ 74 条の 6

航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権

(3) 拒否した場合の罰則

以下のいずれかに該当する場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(128条)。

- ① 当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(同条2号)
- ② 物件の提示若しくは提出又は報告の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出し、若しくは偽りの報告をした者(同条3号)

(4) 質問検査の法的性質

質問検査権の行使は任意調査であると説明される。

この点、質問検査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであつて、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的に右義務の履行を強制しえないという関係を称して一般に「任意調査」と表現されているだけのことである。

よって、質問検査に対する拒否等の行為を処罰することは不合理ではないと解される(最高裁昭和48年7月10日判決)。

(5) 質問検査権の行使方法・時期等について

質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられている(上記最高裁判決)。

3 事前通知

(1) 原則

ア 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。）は、国税庁等又は税関の当該職員に納税義務者に対し実地の調査において74条の2から74条の6までの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする（74条の9第1項）。

- ① 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
- ② 調査を行う場所
- ③ 調査の目的
- ④ 調査の対象となる税目
- ⑤ 調査の対象となる期間
- ⑥ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑦ その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

→ 国税通則法施行令30条の4（調査の事前通知に係る通知事項）

法第七十四条の九第一項第七号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査の相手方である法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者の氏名及び住所又は居所
- 二 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署（当該職員が複数であるときは、当該職員を代表する者の氏名及び所属官署）
- 三 法第七十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に關する事項

四 法第七十四条の九第四項の規定の趣旨

イ 税務署長等は、事前通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して調査の日時又は場所について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする（74条の9第2項）。

(2) 例外

ア 事前通知不要の場合

税務署長等が調査の相手方である納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（74条の10）

イ 「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合の例（国税庁法令解釈通達法第74条の9～法第74条の11関係5－9）

- ① 事前通知をすることにより、納税義務者において、法第128条第2号又は同条第3号に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。
- ② 事前通知をすることにより、納税義務者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。
- ③ 事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。
- ④ 事前通知をすることにより、納税義務者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。
- ⑤ 事前通知をすることにより、納税義務者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に対し、上記（1）から（4）までに掲げる行為を

行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する（強要し、買収し又は共謀することを含む。）ことが合理的に推認される場合。

イ 「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の例（国税庁法令解釈通達法第 74 条の 9～法第 74 条の 11 関係 5－10）

- ① 事前通知をすることにより、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合。
- ② 事前通知を行うため相応の努力をして電話等による連絡を行おうとしたものの、応答を拒否され、又は応答がなかった場合。
- ③ 事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合。

（3）事前通知を欠く調査と処分の違法性

東京地裁令和元年 9 月 26 日判決（過少申告加算税賦課決定処分取消請求事件）

「税務調査の手続は、租税の公平、確実な賦課徴収のため、課税庁が課税要件の内容を成す具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であること等に鑑みれば、調査手続の単なる瑕疵は、更正処分や加算税の賦課決定処分に影響を及ぼさないものと解すべきであり、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の程度を越えて濫用にわたるなど、重大な違法を帯びる場合に限り、これらの処分の取消原因となるものと解するのが相当である。

（中略）原告は、加算税が一種の行政制裁的な性格を有することを理由に、本税とは異なり、行政機関が過誤をした場合には納税者に対して加算税を課することはできない旨を主張する。

しかしながら、（中略）過少申告加算税の制度趣旨には、過少申告により納税義務に違反した者に加算税を課することによって、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図ることが含まれ、租税法規の適用における納税者間の平等、公平の観点からは、過少申告加算税についても当てはまることは明らかであり、調査手続の単なる瑕疵は過少申告加算税の賦課決定処分に影響を及ぼさないというべきである。したがって、原告の主張は採用することができない。

本件においては、原告に対する税務調査にあたり、原告代表者への事前通知を欠いているものの、原告はB税理士らが所属する税理士法人を税務代理人とする本件税務代理権限証書を処分行政庁に対し提出していたこと(中略)、D事務官は、B税理士との間で実地調査の日程調整を行って実施日を決定し(中略)、B税理士に対し事前通知をしたこと(中略)、D事務官が平成29年1月19日に原告の本店に訪問した際、原告代表者及びB税理士らがあり、両名はD事務官に対し原告への事前通知が欠けていることについて指摘しなかったこと(中略)、B税理士らが立ち会っている中で本件非違事項指摘等を行ったこと(中略)が認められる。これらの事情に照らせば、本件非違事項指摘等が調査手続の透明性及び納税義務者の予見可能性を確保するという事前通知の趣旨を著しく没却する状態で行われたと評価することはできない。

したがって、原告に対する税務調査の手続において、原告代表者への事前通知を欠いたことは違法であるものの、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の程度を越えて濫用にわたるなど重大な違法を帯びるものであったとはいえないから、これが本件賦課決定処分の取消事由になるとはいえない。」

4 調査終了後の手続

(1) 更正決定等をすべきと認められない場合

納税義務者であって当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知する(74条の11第1項)。

(2) 更正決定等をすべきと認められる場合

ア 当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明する(74条の11第2項)。

イ 上記アの説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明す

るとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない（74条の11第3項）。

（3） 税務代理人等への通知

実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への通知、説明又は交付に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる（74条の11第4項）。

5 再調査

74条の11第1項の通知をした後又は第2項の調査（実地の調査に限る。）の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、74条の2から第74条の6までの規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる（74条の11第5項）。

第9 期間制限及び消滅時効

1 更正、決定等の期間制限（除斥期間）

（1）原則（70条1項）

次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から5年（第二号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、3年）を経過した日以後においては、することができない。

- 一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については当該申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。）
- 二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限
- 三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日

（2）例外

70条2項～5項、71条

2 国税の徴収権の消滅時効

（1）時効期間

その国税の法定納期限（*）から5年間（72条1項）

- * 70条3項の規定による更正若しくは賦課決定、同条4項の規定による賦課決定、71条1項1号の規定による更正決定等、同項3号の規定による更正

若しくは賦課決定又は同項4号の規定による更正決定等により納付すべきものについては、70条3項若しくは71条1項1号若しくは3号に規定する更正、70条4項に規定する賦課決定、71条1項1号に規定する裁決等又は同項4号に規定する更正決定等があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。

(2) 時効の援用不要、時効利益の放棄不可

国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができない(72条2項)。

※ 時効完成により当然に納税義務が消滅する。

※ 通常の債権は時効が完成しても債務者が時効を援用しない限り消滅しない(民法145条)。

(3) 時効の完成猶予、更新(従前の「時効中断」)

更正や決定等の期間制限と異なり、国税の徴収権については、一定の事由があると時効の完成が妨げられる(73条)。

3 還付金等の消滅時効

(1) 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する(74条1項)。

(2) 時効の援用が不要であること、時効利益を放棄することができないこと、一定の事由がある場合に時効の完成が妨げられることは、国税の徴収権と同様である(74条2項)。

【参考文献】

- ・ 国税通則法精解（大蔵財務協会・志場喜徳郎ほか共編）
- ・ 実務家が知っておくべき国税通則法の要諦（清文社・黒坂昭一編著、佐藤謙一・三木信博著）
- ・ 基礎から身につく国税通則法（大蔵財務協会・川田剛著）
- ・ 国税通則法の読み方（弘文堂・木山泰嗣著）

【参照条文】

国税通則法

(目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税以外のものをいう。
- 二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税及び国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二条第一項第七号（定義）に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税（これらの税に係る附帯税を除く。）をいう。
- 三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。
- 四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。
- 五 納税者 国税に関する法律の規定により国税（源泉徴収等による国税を除く。）を納める義務がある者（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。）及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。
- 六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。
 - イ 課税標準（国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。）

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）

（１）所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

（２）法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額でその事業年度以前において生じたもの（同法第五十七条第二項（欠損金の繰越し）の規定により欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

（３）相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の十二（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五百万円から控除した残額

ニ 納付すべき税額

ホ 還付金の額に相当する税額

ヘ ニの税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額

七 法定申告期限 国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。

八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法若しくは相続税法の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。） 当該期限

ハ 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課

課税方式による国税 当該事実が生じた日

ニ 附帯税 その納付又は徴収の基となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハマまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハマまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び第三十五条第三項に規定する重加算税については、先に到来する期限）又は日）

九 課税期間 国税に関する法律の規定により国税の課税標準の計算の基礎となる期間（課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第十五条第二項第七号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）において同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項（納税義務者）に規定する特定課税仕入れをいう。同号において同じ。）に課される消費税（以下「課税資産の譲渡等に係る消費税」という。）については、同法第十九条（課税期間）に規定する課税期間）をいう。

十 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

（他の国税に関する法律との関係）

第四条 この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。

（相続による国税の納付義務の承継）

第五条 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条（相続財産法人の成立）の法人は、その被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その滞納処分費を含む。次章、第三章第一節（国税の納付）、第六章（附帯税）、第七章第一節（国税の更正、決定等の期間制限）、第七章の二（国税の調査）及び第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除き、以下同じ。）を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国

税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によるその相続分により按あん分して計算した額とする。

- 3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額を超える者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

（法人の合併による国税の納付義務の承継）

第六条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条 国税を納付する義務（源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手続により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

- 2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十三号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。
- 一 所得税（次号に掲げるものを除く。） 暦年の終了の時
 - 二 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時
 - 三 法人税及び地方法人税 事業年度の終了の時
 - 四 相続税 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時
 - 五 贈与税 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時
 - 六 地価税 課税時期（地価税法（平成三年法律第六十九号）第二条第四号（定義）に規定する課税時期をいう。）
 - 七 消費税等 課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れをした時又は課税物件の製造場（石油ガス税については石油ガスの充填場とし、石油石炭税については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とす

- る。)からの移出若しくは保税地域からの引取りの時
- 八 航空機燃料税 航空機燃料の航空機への積み込みの時
- 九 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時
- 十 自動車重量税 自動車検査証の交付若しくは返付の時又は届出軽自動車についての車両番号の指定の時
- 十一 国際観光旅客税 本邦からの出国の時
- 十二 印紙税 課税文書の作成の時
- 十三 登録免許税 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の時
- 十四 過少申告加算税、無申告加算税又は第六十八条第一項、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税 法定申告期限の経過の時
- 十五 不納付加算税又は第六十八条第三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税 法定納期限の経過の時
- 3 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。
- 一 所得税法第二編第五章第一節（予定納税）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税（以下「予定納税に係る所得税」という。）
- 二 源泉徴収等による国税
- 三 自動車重量税
- 四 国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税
- 五 印紙税（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十一条（書式表示による申告及び納付の特例）及び第十二条（預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例）の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。）
- 六 登録免許税
- 七 延滞税及び利子税

(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手續については、次の各号に掲げるいずれかの方式によ

るものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつばら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

2 国税（前条第三項各号に掲げるものを除く。）についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

（期限内申告）

第十七条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。

（期限後申告）

第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者（所得税法第二百三十三条第一項（確定損失申告）、第二百五条第三項（年の途中で死亡した場合の確定損失申告）又は第二百七条第三項（年の途中で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限後においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。

- 3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類を添付しなければならない。

(修正申告)

第十九条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからへまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

- 一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。
- 二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。
- 三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
- 四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その更正又は決定について第二十六条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

- 一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。
- 二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。
- 三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
- 四 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

- 3 前二項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。
- 4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなければならない。
 - 一 その申告後の課税標準等及び税額等
 - 二 その申告に係る次に掲げる金額
 - イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額
 - ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額
 - ハ 所得税法第四百二十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十条第十項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第四百四十四条の十三第十三項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する場合を含む。）若しくは地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十三条第一項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額
 - 三 その申告前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

（修正申告の効力）

第二十条 修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるものの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

（納税申告書の提出先等）

第二十一条 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発

促進税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに対し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

- 3 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。
- 4 保税地域からの引取りに係る消費税等で申告納税方式によるもの（以下「輸入品に係る申告消費税等」という。）についての納税申告書は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

（更正の請求）

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

- 一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
 - 二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。
 - 三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。
- 2 納税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」とい

う。)を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合(納税申告書を提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をすることができる。

- 一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき その確定した日の翌日から起算して二月以内
 - 二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき 当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して二月以内
 - 三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき 当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内
- 3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。
- 4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- 5 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納付すべき国税(その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。)の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。
- 6 輸入品に係る申告消費税等についての更正の請求は、第一項の規定にかかわらず、税関長に対し、するものとする。この場合においては、前三項の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。
- 7 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

(更正)

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額

等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(決定)

第二十五条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

(再更正)

第二十六条 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定)

第二十七条 前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

(延滞税)

第六十条 納税者は、次の各号のいずれかに該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

- 一 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないとき。
- 二 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定を受けた場合において、第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき国税があるとき。
- 三 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税（第五号に規定する国税、不納付加算税、重加算税及び過怠税を除く。）をその法定納期限後に納付するとき。
- 四 予定納税に係る所得税をその法定納期限までに完納しないとき。
- 五 源泉徴収等による国税をその法定納期限までに完納しないとき。

- 2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であったことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等（石油石炭税法第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）その他政令で定める国税については、政令で定める日。次条第二項第一号において同じ。）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。
- 4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

（利子税）

第六十四条 延納若しくは物納又は納税申告書の提出期限の延長に係る国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、当該国税にあわせて利子税を納付しなければならない。

- 2 利子税の額の計算の基礎となる期間は、第六十条第二項（延滞税）に規定する期間に算入しない。
- 3 第六十条第四項、第六十一条第二項（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）、第六十二条（一部納付が行われた場合の延滞税の額の計算等）並びに前条第二項及び第六項の規定は、利子税について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「前項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する期間から次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正により納付すべき国税その他の政令で定める国税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「利子税の額の計算の基礎となる期間から当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十四条第一項（利子税）の提出期限前である場合には、当該提出期限）の翌日から法定申告期限までの期間」と読み替えるものとする。

（過少申告加算税）

第六十五条 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提出された場合（期限後申

告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

- 2 前項の規定に該当する場合(第五項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額)がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(3項省略)

- 4 次の各号に掲げる場合には、第一項又は第二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。
- 一 第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額
 - 二 第一項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正(更正の請求に基づく更正を除く。)があつた場合 当該期限内申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの税額
- 5 第一項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる事項その他政令で定める事項の通知(次条第六項において「調査通知」という。)がある前に行われたものであるときは、適用しない。

(無申告加算税)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合

二 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正若しくは第二十五条の規定による決定に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第五項において準用する前条第四項（第一号に係る部分に限る。以下この項及び第五項において同じ。）の規定の適用があつたときは同条第四項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二 修正申告書の提出又は更正に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

4 第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は期限後申告書

若しくは第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税(期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(第六十八条第四項(重加算税)において「無申告加算税等」という。)を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 前条第四項の規定は、第一項第二号の場合について準用する。
- 6 期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、その申告に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。
- 7 第一項の規定は、期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について第二十五条の規定による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、法定申告期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(不納付加算税)

第六十七条 源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長又は税関長は、当該納税者から、納税の告知(第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知(同項第二号に係るものに限る。))をいう。次項において同じ。)に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 源泉徴収等による国税が納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 第一項の規定は、前項の規定に該当する納付がされた場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該納付に係る源泉徴収等による国税が法定納期限から一月を経過する日までに納付されたものであるときは、適用しない。

(重加算税)

第六十八条 第六十五条第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

- 2 第六十六条第一項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは同条第七項の規定の適用がある場合又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎と

なるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

- 3 前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第二項若しくは第三項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長又は税関長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。
- 4 前三項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（加算税の税目）

第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税（以下「加算税」という。）は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

（国税の更正、決定等の期間制限）

第七十条 次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から五年（第二号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、三年）を経過した日以後においては、することができない。

- 一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については

当該申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。)

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日

2 法人税に係る純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又は当該金額があるものとする更正は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に定める期限から十年を経過する日まで、することができる。

3 前二項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

4 第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた納税申告書の提出(源泉徴収等による国税の納付を含む。以下この項において同じ。)に伴って行われることとなる無申告加算税(第六十六条第六項(無申告加算税)の規定の適用があるものに限る。)又は不納付加算税(第六十七条第二項(不納付加算税)の規定の適用があるものに限る。)についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

5 次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等

二 偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正(第二項又は第三項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。)

三 所得税法第六十条の二第一項から第三項まで(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)又は第六十条の三第一項から第三項まで(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用がある場合(第百十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出及び税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十条(税務代理の権限の明示)(同法第四十八条の十六(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。))の規定による書面

の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。)の所得税(当該所得税に係る加算税を含む。第七十三条第三項(時効の完成猶予及び更新)において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。)についての更正決定等

(国税の更正、決定等の期間制限の特例)

第七十一条 更正決定等で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が前条の規定により更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来する場合には、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、行うことができる。

- 一 更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決(以下この号において「裁決等」という。)による原処分の変動又は更正の請求に基づく更正に伴って課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税(当該裁決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限る。)で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等 当該裁決等又は更正があつた日から六月間
- 二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正(納付すべき税額を減少させる更正又は純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正に限る。)又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間
- 三 更正の請求を行うことができる期限について第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)又は第十一条(災害等による期限の延長)の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定 当該更正の請求があつた日から六月間
- 四 イに掲げる事由が生じた場合において、ロに掲げる事由に基づいてする更正決定等 ロの租税条約等の相手国等に対しロの要請に係る書面が発せられた日から三年間
イ 国税庁、国税局又は税務署の当該職員が納税者にその国税に係る国外取引(非居住者(所得税法第二条第一項第五号(定義)に規定する非居住者をいう。イにおいて同じ。))若しくは外国法人

(法人税法第二条第四号(定義)に規定する外国法人をいう。イにおいて同じ。)との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引又は非居住者若しくは外国法人が提供する場を利用して行われる資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。)又は国外財産(相続税法第二十条の二(在外財産に対する相続税額の控除)に規定する財産をいう。)に関する書類

(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかつたこと(当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)

ロ 国税庁長官(その委任を受けた者を含む。)が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等にイの国外取引又は国外財産に関する情報の提供の要請をした場合(当該要請が前条の規定により更正決定等を行うことができないこととなる日の六月前の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした旨のイの納税者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る。)において、その国税に係る課税標準等又は税額等に関し、当該相手国等から提供があつた情報に照らし非違があると認められること。

2 前項第一号に規定する当該裁判等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十一第一項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る分割法人等(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には当該分割等に係る分割承継法人等(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十一第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。)を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人(以下この項及び第七十四条の二第四項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)において「通算法人」という。)である場合には他の通算法人を含むものとする。

(国税の徴収権の消滅時効)

- 第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（第七十条第三項（国税の更正、決定等の期間制限）の規定による更正若しくは賦課決定、同条第四項の規定による賦課決定、前条第一項第一号の規定による更正決定等、同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定又は同項第四号の規定による更正決定等により納付すべきものについては、第七十条第三項若しくは前条第一項第一号若しくは第三号に規定する更正、第七十条第四項に規定する賦課決定、前条第一項第一号に規定する裁決等又は同項第四号に規定する更正決定等があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第三項において同じ。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。
- 2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
 - 3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の完成猶予及び更新)

- 第七十三条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める。
- 一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限までの期間
 - 二 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期限までの期間
 - 三 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間
 - 四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に国税徴収法第四十七条第二項（差押えの要件）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間
 - 五 交付要求 その交付要求がされている期間（国税徴収法第八十二条第二項（交付要求の手続）の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

- 2 前項第五号の交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合においても、同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない。
- 3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。
 - 一 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日
 - 二 更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。） 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日（当該更正決定等に係る賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた場合には、当該賦課決定の通知がされた日）
 - 三 納税に関する告知（賦課決定通知書が発せられた国税に係るもの（賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた国税に係るものを含む。）を除く。） 当該告知に係る納税告知書が発せられた日（当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日）
 - 四 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収等による国税の納付 当該納付の日
- 4 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 国税（附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。）についての国税の徴収権の時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める。
- 6 国税（附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。）が納付されたときは、その納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権の時効は、その納付の時から新たにその進行を始める。

（還付金等の消滅時効）

第七十四条 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第七十二条第二項及び第三項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査（第三百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。）を行う場合に限る。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）若しくは輸出物品（同法第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）に規定する物品をいう。第四号イにおいて同じ。）又はこれらの帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第七十四条の六まで（当該職員の問題検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第二百五条第三項（年の中で死亡した場合の確定申告）若しくは第二百二十七条第三項（年の中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

ロ 所得税法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）に規定する調書、同法第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十七条から第二十八条の三の二まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 法人税又は地方法人税に関する調査 次に掲げる者

- イ 法人（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第四項において同じ。）
 - ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者
- 三 消費税に関する調査（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる者
- イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第四十六条第一項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出した者
 - ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者
- 四 消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。） 次に掲げる者
- イ 課税貨物を保税地域から引き取る者又は輸出物品を消費税法第八条第一項に規定する方法により購入したと認められる者
 - ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者
- 2 分割があつた場合の前項第二号の規定の適用については、分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第三項において同じ。）は前項第二号ロに規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第三項において同じ。）は前項第二号ロに規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に、それぞれ含まれるものとする。
- 3 分割があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第二条第一項第六号に規定する分割法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等をする義務があると認められる者と、同条第一項第六号の二に規定する分割承継法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、それぞれみなす。
- 4 第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、法人税又は地方法人税に関する調査にあつては法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（通算法人の各事業年度の所得に対する法人税又は当該法人税に係る地方法人税に関する調査に係る他の通算法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては当該通算法人の納税地の所轄国税局又は所轄

税務署の当該職員を、納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する法人税又は地方法人税に関する調査にあつては当該国税局又は税務署の当該職員を、それぞれ含む。)に、消費税に関する調査にあつては消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する第一項第三号イに掲げる者に対する消費税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。)に、それぞれ限るものとする。

- 5 法人税等(法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。)についての調査通知(第六十五条第五項(過少申告加算税)に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。)があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地(以下この項において「旧納税地」という。)を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査(当該調査通知に係るものに限る。)に係る第一項第二号又は第三号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「あつては法人の納税地」とあるのは「あつては法人の旧納税地(次項に規定する旧納税地をいう。以下この項において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「通算法人の納税地」とあるのは「通算法人の旧納税地」と、「納税地」とあるのは「旧納税地」と、「事業者の納税地」とあるのは「事業者の旧納税地」と、「(納税地)」とあるのは「(旧納税地)」とする。

(当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権)

第七十四条の三 国税庁等の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査若しくは相続税若しくは贈与税の徴収又は地価税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査又は徴収の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、第一号イに掲げる者の財産若しくは第二号イからハマまでに掲げる者の土地等(地価税法第二条第一号(定義)に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該財産若しくは当該土地等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収 次に掲げる者

- イ 相続税法の規定による相続税又は贈与税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者
(以下この号及び次項において「納税義務がある者等」という。)
 - ロ 相続税法第五十九条(調書の提出)に規定する調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者
 - ハ 納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
 - ニ 納税義務がある者等が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
 - ホ 納税義務がある者等に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
 - ヘ 納税義務がある者等から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
 - ト 納税義務がある者等の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者
- 二 地価税に関する調査 次に掲げる者
- イ 地価税法の規定による地価税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者
 - ロ イに掲げる者に土地等の譲渡(地価税法第二条第二号に規定する借地権等の設定その他当該土地等の使用又は収益をさせる行為を含む。ロにおいて同じ。)をしたと認められる者若しくはイに掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者
 - ハ イに掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者
- 2 国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。
- 3 分割があつた場合の第一項第二号の規定の適用については、分割法人は同号ロに規定する土地等の譲渡をしたと認められる者に、分割承継法人は同号ロに規定する土地等の譲渡を受けたと認められる者に、それぞれ含まれるものとする。
- 4 第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査にあつては、土地等を有する者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(納税地の所轄国税局又は

所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第二号イに掲げる者に対する地価税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。)に限るものとする。

(当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権)

第七十四条の四 国税庁等又は税関の当該職員(以下第四項までにおいて「当該職員」という。)は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類製造者等(酒類製造者(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項(酒類の製造免許)に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。)、酒母(同法第三条第二十四号(その他の用語の定義)に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。))若しくはもろみ(同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。)の製造者、酒類(同法第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。)の販売業者又は特例輸入者(同法第三十条の六第三項(納期限の延長)に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。)をいう。第三項において同じ。)に対して質問し、これらの者について次に掲げる物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

(以下省略)

(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の五 国税庁等又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、印紙税に関する調査を行う場合を除く。)は、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、国際観光旅客税又は印紙税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める行為をすることができる。

(以下省略)

(当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件(第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。)を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

(以下省略)

(提出物件の留置き)

第七十四条の七 国税庁等又は税関の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

(納税義務者に対する調査の事前通知等)

第七十四条の九 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの又は国際観光旅客税について行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）において第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
 - 二 調査を行う場所
 - 三 調査の目的
 - 四 調査の対象となる税目
 - 五 調査の対象となる期間
 - 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
 - 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項
- 2 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 納税義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ

及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ、第五号イ並びに第六号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二 税務代理人 税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人

4 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

5 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

6 納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

（事前通知を要しない場合）

第七十四条の十 前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

（調査の終了の際の手続）

第七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等（第三十六条第一項

(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知)の規定による納税の告知を含む。以下この条において同じ。)をすべきと認められない場合には、納税義務者(第七十四条の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

- 2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする。
- 3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への前三項に規定する通知、説明又は交付(以下この項において「通知等」という。)に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。
- 5 第一項の通知をした後又は第二項の調査(実地の調査に限る。)の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分次第の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

- 一 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次項に規定する処分を除く。) 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

- イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求
 - ロ 国税不服審判所長に対する審査請求
- 二 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する審査請求
- 三 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税 不服審判所長に対する審査請求
- 2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に定める国税局長又は国税庁長官がその処分をしたものとそれぞれみなして、国税局長がしたものとみなされた処分については当該国税局長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求のうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立てをし、国税庁長官がしたものとみなされた処分については国税庁長官に対する審査請求をすることができる。
- 一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長
 - 二 国税庁の当該職員 国税庁長官
- 3 第一項第一号イ又は前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。次項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
- 4 第一項第一号イ又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による再調査の請求をしている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
- 一 再調査の請求をした日（第八十一条第三項（再調査の請求書の記載事項等）の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合
 - 二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合
- 5 国税に関する法律に基づく処分で国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(適用除外)

第七十六条 次に掲げる処分については、前条の規定は、適用しない。

- 一 この節又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による処分その他前条の規定による不服申立て（第八十条第三項（行政不服審査法との関係）を除き、以下「不服申立て」という。）についてした処分
 - 二 行政不服審査法第七条第一項第七号（適用除外）に掲げる処分
- 2 この節の規定による処分その他不服申立てについてする処分に係る不作為については、行政不服審査法第三条（不作為についての審査請求）の規定は、適用しない。

(不服申立期間)

- 第七十七条 不服申立て（第七十五条第三項及び第四項（再調査の請求後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第三項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 第七十五条第三項の規定による審査請求は、第八十四条第十項（決定の手續等）の規定による再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 第二十二條（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、不服申立てに係る再調査の請求書又は審査請求書について準用する。

(行政不服審査法との関係)

- 第八十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て（次項に規定する審査請求を除く。）については、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第二章及び第三章（不服申立てに係る手續）を除く。）の定めるところによる。
- 2 第七十五条第一項第二号又は第二項（第二号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求については、この節（次款及び第三款（審査請求）を除く。）その他国税

に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。

- 3 酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

（再調査の請求書の記載事項等）

第八十一条 再調査の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 再調査の請求に係る処分の内容
- 二 再調査の請求に係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）
- 三 再調査の請求の趣旨及び理由
- 四 再調査の請求の年月日

（2項以下省略）

（行政事件訴訟法との関係）

第百十四条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立ての前置等）

第百十五条 国税に関する法律に基づく処分（第八十条第三項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。
- 二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- 三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、

その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 2 国税に関する法律に基づく処分についてされた再調査の請求又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その再調査決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者
- 二 第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）若しくは第七十四条の四から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第七十四条の二から第七十四条の六まで又は第七十四条の七の二（特定事業者等への報告の求め）の規定による物件の提示若しくは提出又は報告の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出し、若しくは偽りの報告をした者

国税通則法施行令

（重加算税を課さない部分の税額の計算）

第二十八条 法第六十八条第一項（重加算税）（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があつたものとした場合におけるその申告又は更正に基づき法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

- 2 法第六十八条第二項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金

額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は決定若しくは更正があつたものとした場合におけるその申告又は決定若しくは更正に基づき法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額とする。

- 3 法第六十八条第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち納税者が当該事実のみに基づいてその国税の法定納期限までに納付しなかつた税額とする。

（調査の事前通知に係る通知事項）

第三十条の四 法第七十四条の九第一項第七号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査の相手方である法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者の氏名及び住所又は居所
 - 二 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署（当該職員が複数であるときは、当該職員を代表する者の氏名及び所属官署）
 - 三 法第七十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項
 - 四 法第七十四条の九第四項の規定の趣旨
- 2 法第七十四条の九第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認その他これらに類する調査の目的を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が国税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

所得税法

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第百五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は第六十四条（資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例）に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第二百零一条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで（確定所得申告）、第二百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告）又は第二百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号（確定損失申告）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第百五十三条 確定申告書に記載すべき第二百零一条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで（確定所得申告）、第二百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告）又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求（次条から第百五十三条の六まで（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例等）、第百五十九条（更正等による源泉徴収税額等の還付）及び第六十条（更正等による予納税額の還付）において「更正の請求」という。）をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同法第二十三条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

- 一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第二百零一条第一項第三号から第五号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があ

つた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

- 二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十二条第一項第二号若しくは第三号又は第百二十三条第二項第七号若しくは第八号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

(国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例)

第百五十三条の二 第六十条の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人を含む。)は、当該確定申告書又は決定に係る年分の総所得金額のうち同条第六項本文(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用がある同条第六項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該年分の所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときは、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- 一 第百二十条第一項第三号から第五号まで(確定所得申告)に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合
- 二 第百二十二条第一項第一号から第三号まで(還付等を受けるための申告)又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(確定損失申告)に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

(2項以下省略)

(非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の更正の請求の特例)

第百五十三条の三 第六十条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)に規定する有価証券等又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転をした日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人を含む。)は、当該確定申告書又は決定に係る年分の総所得金額のうち同条第六項前段(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用がある当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、当該未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は当該未決済デリバティブ取

引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該年分の所得税につき前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、第六十条の三第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

(2項以下省略)

(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例)

第一百五十三条の四 居住者が相続又は遺贈により取得した第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等の譲渡をした場合において、当該譲渡の日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき、同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第六十条の三第六項前段（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）（同条第七項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用があつたこと又は第一百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）の規定による修正申告書の提出若しくは次条の規定による更正の請求に基づく更正があつたことにより、次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、当該居住者の当該譲渡の日の属する年分の所得税につき第一百五十三条の二第一項各号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当することとなるときは、当該居住者（その相続人を含む。）は、それぞれ次の各号に定める日から四月以内に、税務署長に対し、当該譲渡の日の属する年分の所得税について更正の請求をすることができる。

- 一 第六十条の二第四項ただし書の規定の適用により当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が増加した場合 当該被相続人の所得税につき第一百五十一条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例）の規定による修正申告書を提出した日又は第一百五十三条の二第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた日
- 二 第六十条の三第四項ただし書の規定の適用があつたこと又は同項本文の規定が適用されないこととなつたことにより、当該有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費として控除すべき金額が増加した場合 当該被相続人の所得税につき第一百五十一条の三第一項（非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の修正申告の特例）若しくは第一百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出した日又は前条第一項若しくは次条の規定による

更正の請求に基づく更正があつた日

(2項省略)

(遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例)

第百五十三条の五 相続の開始の日の属する年分の所得税につき第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用を受けた居住者について生じた第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該居住者の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき第百五十三条の二第一項各号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当することとなるときは、その相続人は、当該遺産分割等の事由が生じた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

(国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例)

第百五十三条の六 第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出した者（その相続人を含む。）は、第九十五条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある同条第一項に規定する外国所得税を納付することとなることにより、当該年分の所得税につき第百五十三条の二第一項第一号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国所得税を納付することとなる日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

法人税法

第五款 更正の請求の特例

第八十二条 内国法人が、確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十五号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法

第十九条第一項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

- 一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合
- 二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第七十四条第一項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

相続税法

（更正の請求の特則）

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。）をすることができる。

- 一 第五十五条の規定により分割されていない財産について民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が

- 当該相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなつたこと。
- 二 民法第七百八十七条（認知の訴え）又は第八百九十二条から第八百九十四条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。
- 三 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。
- 四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。
- 五 第四十二条第三十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により条件を付して物納の許可がされた場合（第四十八条第二項の規定により当該許可が取り消され、又は取り消されることとなる場合に限る。）において、当該条件に係る物納に充てた財産の性質その他の事情に関し政令で定めるものが生じたこと。
- 六 前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。
- 七 第四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたこと。
- 八 第十九条の二第二項ただし書の規定に該当したことにより、同項の分割が行われた時以後において同条第一項の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同項の規定を適用して計算した相続税額と異なることとなつたこと（第一号に該当する場合を除く。）。
- 九 次に掲げる事由が生じたこと。
- イ 所得税法第三百三十七条の二第十三項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外転出をした者に係る同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその者の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。
- ロ 所得税法第三百三十七条の三第十五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第七項に規定する適用贈与者等に係る同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した当該適用贈与者等の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。
- ハ イ及びロに類する事由として政令で定める事由
- 十 贈与税の課税価格計算の基礎に算入した財産のうち第二十一条の二第四項の規定に該当するものがあつたこと。

- 2 贈与税について申告書を提出した者に対する国税通則法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

消費税法

(前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五条第一項第一号から第七号までに掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

- 一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る課税期間後の各課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合
- 二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る課税期間後の各課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過少となる場合

(2項省略)

行政事件訴訟法

(この法律の趣旨)

第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところ

による。

(行政事件訴訟)

第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

(抗告訴訟)

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

- 2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。
- 3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。
- 4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。
- 5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。
- 6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。
 - 一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。
 - 二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。
- 7 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

(出訴期間)

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

民法

(時効の援用)

第四百五十五条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第四百六十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

(配偶者の相続権)

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(相続人の欠格事由)

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

- 一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
- 二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
- 三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- 四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- 五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

(推定相続人の廃除)

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。)

が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

(遺言による推定相続人の廃除)

第八百九十三条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

(相続の一般的効力)

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(共同相続の効力)

第八百九十八条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八百九十九条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

(法定相続分)

第九百条 同順位相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

(代襲相続人の相続分)

第九百一条 第八百八十七条第二項又は第三項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受け

るべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

2 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

(遺言による相続分の指定)

第九百二条 被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。

2 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二条の規定により定める。

(相続の承認又は放棄をすべき期間)

第九百十五条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

(限定承認)

第九百二十二条 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。

(相続の放棄の方式)

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(相続の放棄の効力)

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

(相続財産法人の成立)

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

(相続財産の清算人の選任)

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の清算人を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

税理士の皆様へ

～ 懲戒処分に係る事例について ～

令和4年度の税理士等の**懲戒処分**は、**13件**（令和3年度は21件）行われました。

これまでに懲戒処分となった主な税理士法違反行為は、①故意による不真正税務書類の作成、②自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③名義貸しなど、税理士としての品位に関わる税理士法違反行為です。

これまで懲戒処分に係る事例の中で代表的な税理士法違反行為の事例をここに紹介いたしますので、業務の参考としてください。

① 故意による不真正税務書類の作成《税理士法第45条第1項該当》

〔事例〕

関与先から「税金を少なくしてほしい。」との依頼に応じて、架空の支払手数料を計上することにより、**不真正な内容であることを認識しつつも、不正に所得金額を圧縮した申告書を作成し、税務署に提出した。**

【注意事項】

不正経理が分かった際には「助言する勇氣」、不正を依頼された際には「断る勇氣」が大切です！



② 自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ《税理士法第37条違反》

イ 自己脱税

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、自身の散財に伴う借金を穴埋めするために、売上を一部除外することにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**

税務調査を受け、仮装・隠ぺい行為が認められたことから、重加算税が賦課された。

【注意事項】

税理士の自己脱税は、本人のみならず税理士全体の社会的信用を損ないます！



□ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、関与先の決算や申告業務で多忙であったことを理由に、**申告期限までに確定申告書を提出しなかった。**

【注意事項】

「業務が多忙」という理由では無申告が許容されることにはならず、懲戒処分の対象となります！



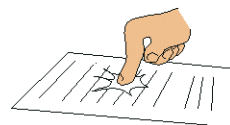
③ 名義貸し《税理士法第 37 条の 2 違反》

〔事例〕

税理士ではない者が作成した申告書について、最終的に自分が確認すれば、税理士法違反にならないと**自分に都合のよい解釈**をして、**署名(押印)を行っていた。**

【注意事項】

他人が作成した申告書の内容を確認するだけでは、自らの判断に基づいて作成したことにはなりません！



○ これからも税理士として、より一層の**品位**の保持をお願いいたします。

このほか、国税庁ホームページに多数の税理士法違反行為の事例等を掲載しています。

- 「税理士法違反行為」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士関係法令等・Q&A ▶ 税理士制度に関する Q&A 《税理士制度の Q&A》
- 「懲戒処分等の考え方」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士等に対する懲戒処分等

研修ナビ

田 マルチメディア研修

東京会マルチ

日税連マルチ

☑ 受講履歴の確認

受講した研修会が確認できます。こちらからは受講履歴の印刷ができます。

≡ 研修会の一覧

本会・支部・関連団体等の受講可能な研修会情報が検索できます。

📄 「その他の研修」受講認定申請

「その他の研修」（自己申請研修）の受講時間認定申請ができます。

📄 会員研修会テキスト

会員研修会のテキストがダウンロードできます。

🏦 登録時研修（マルチメディア研修）

税理士の登録を受けてから1年以内の税理士を対象としています。全会員受講可能です。

📁 研修関係資料

- 研修制度ハンドブック
研修制度の解説本です。
- 研修ガイド A 3版
- 研修ガイド A 4版
マルチメディア研修の視察方法などのガイドブックです。
- 研修諸規則Q&A
日税連作成のQ&Aです。
- 研修関係規定
本会研修会に関する規定です。規定用紙がダウンロードできます。

- 改正税法の解説
財務省ホームページにリンクします。
- 路線価図・評価倍率表
国税庁ホームページにリンクします。
- 研修受講管理システム操作マニュアル
研修受講管理システムのガイドブックです。

今後の会員研修会等の日程

オンデマンド配信研修 当日の研修会を収録し、後日「研修サイト」で配信します。当日研修会に参加できなくても事務所等で受講できます。

日程	場所	研修会名	内容
9月7日 (木) 9月8日 (金) 事務所職員対象 事前申込制・有料	有楽町朝日ホール	第2回事務所職員講習会	時間 午前10時～午後4時 テーマ 「法人の租税実務に焦点を当てた税務会計」 講師 税理士 苅米 裕 氏
			時間 午前10時～午後4時 テーマ 「最終点検！法人版事業承継税制の特例措置 (非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置) ～特例承認計画提出期限(令和6年3月31日)迫る～」 講師 税理士 大畑 智宏 氏
〈申込み・問合せ先〉東京税理士協同組合 購買事業課:TEL03-3354-6141			
9月11日 (月)	文京シビックホール (全国統一研修会)	第19回会員研修会 オンデマンド配信研修 ※期間限定配信予定	時間 午前10時～正午 テーマ 「贈与税 二つの課税制度とその実践対応に向けて ～相続税との一体的課税制度関係の税制改正(施行:令和6年)～」 講師 税理士・会員相談室相談委員 塩野入 文雄 氏
		第20回会員研修会 オンデマンド配信研修	時間 午後1時～3時30分 テーマ 「法人税調査における税務判断のポイントと対応策 ～税務調査における各勘定科目別の誤りやすい事例、否認されやすい事例～」 講師 税理士 岸田 光正 氏
10月2日 (月)	北とびあ (全国統一研修会)	第21回会員研修会 オンデマンド配信研修	時間 午前10時～正午 テーマ 「資産税における「時価」の基本的考え方 ～判断に迷う事例を中心として～」 講師 税理士 渡邊 定義 氏
		第22回会員研修会 オンデマンド配信研修	時間 午後1時～3時30分 テーマ 「金融商品の仕組みと税金 ～新しいNISAの解説を含む～」 講師 税理士 阿部 行輝 氏
10月16日 (月)	北とびあ (全国統一研修会)	第23回会員研修会 オンデマンド配信研修	時間 午前10時～正午 テーマ 「事例で『わかる』国際税務 はじめの一步 ～関与先法人やオーナー個人からの質問、 税務調査で役立つ『国際税務のポイント』を事例で押さえる～」 講師 弁護士 光内 法雄 氏
		第24回会員研修会 オンデマンド配信研修	時間 午後1時～3時30分 テーマ 「プロから寄せられた難問 パート9 ①一人っ子の遺産分割協議の是非 ～再転相続に対する相続人が単独・複数の場合、相続税負担の公平性～ ②遁脱犯事件(査察事案)と租税処罰法」 講師 税理士・東京地方税理士会税法研究所主任研究員 山田 俊一 氏
11月7日 (火) 事前申込制	ベルサール半蔵門	第25回会員研修会 第26回会員研修会 オンデマンド配信研修	時間 午後1時30分～4時30分(予定) テーマ 「待ったなし、電帳法！」(仮題) 講師 税理士 十文字 俊郎 氏
11月10日 (金) 事務所職員対象 事前申込制・有料	有楽町朝日ホール	第3回事務所職員講習会	時間 午前10時～午後4時 テーマ 「令和5年分確定申告の留意事項」 講師 税理士 山下 雄次 氏
〈申込み・問合せ先〉東京税理士協同組合 購買事業課:TEL03-3354-6141			
11月20日 (月)	文京シビック	第27回会員研修会 オンデマンド配信研修 ※期間限定配信	時間 午前10時～正午 テーマ 「消費税の誤りやすい事例を中心として」(仮題) 講師 東京国税局 担当官
		第28回会員研修会 オンデマンド配信研修 ※期間限定配信	時間 午後1時～3時30分 テーマ 「法人税の誤りやすい事例を中心として」(仮題) 講師 東京国税局 担当官

※テーマ・講師等は、都合により変更となる場合があります。最新情報につきましては、「研修サイト」をご確認ください。

※「全国統一研修会」は、他の税理士会所属会員も参加可能です。(それ以外の研修は、本会会員限定です)

無断転用禁止